

民間資金等活用事業推進委員会総合部会  
第3回PFI事業実施プロセスに関するWG  
議事録

日時：平成20年6月3日（火）

13:00～15:10

場所：合同庁舎4号館 2階 共用第3特別会議室

山内座長 それでは、まだお見えにならない委員もいらっしゃいますが、そろそろ時間も過ぎておりますので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会総合部会第3回のPFI事業実施プロセスに関するワーキンググループを開催したいと思います。

本日は、お忙しい中、また非常に悪天候の中をお集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、議事に入りますが、今日は、標準契約書モデルとその解説について御議論いただくことと、要求水準書の指針等について御議論いただくこととなっております。それについて御説明いただきますが、一括して御説明いただいた方が早いと思いますので、そうしていただきますが、その前に資料確認をよろしく願います。

事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。本日は非常に大部になってございますが、まず、上から、議事次第、座席表とございまして、そのあと、本資料が資料1から4までございます。

資料1が標準契約書の主要な論点というもの、資料2は2部構成になってございまして、資料2-1の標準契約書モデル及びその解説、2-2として契約例というものが付いてございます。その次に、要求水準書作成指針関係でございまして、資料3が要旨、資料4が本体となっております。これが本資料でございまして、

そのあとに続いて参考資料が全部で9通りございます。参考資料1から4まで、カラーの1枚もの、参考資料5として「契約ガイドライン」からの変更点、参考資料6が名簿、参考資料7が前回のワーキングの議論の整理、参考資料8は前回のワーキングの議事録、参考資料9が、前回のワーキングの後に意見照会をさせていただいたときに、美原先生から御意見をいただいておりますので、それを付けてございます。

そのあとは、参考資料に書いてございませぬけれども、議論の便宜ということで、これまでの議論の経緯の参考ということで、これはまず、上からいきますと、第1回のプロセスワーキングで標準契約書モデル及びその解説の作成方針についてというものがございます。その次が「PFI推進委員会総合部会における今後の審議の進め方について」という、これは2月の総合部会のときにお出しさせていただいたペーパーでございまして、

そのあとは、1月の推進委員会の議事録、そのあとは、2月の総合部会御欠席の皆様へという形で概要をお配りしたものの、その次に、2月の総合部会の議事録、第1回のワーキングの議論の整理、第1回ワーキングの議事録、それと、この議論の過程で2回委員の皆様にご意見照会をさせていただいておりますので、そのメールの文書という形で付けてございます。

過不足等ございますでしょうか。もし何かございましたら、また事務局の方へお

申しつけください。以上でございます。

山内座長 では、続いて資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、引き続き、資料の説明をさせていただきます。

まず、個別の資料に入る前に、前回、C委員の方から、今回の作業と全体の大きな作業、もしくは課題の整理との関係のある程度きちっと整理をすべきではないかといったご意見をちょうだいしたところでございます。私どもなりに頭の整理をさせていただきまして、本日、参考資料1というものから参考資料3というものに整理をさせていただきました。それにつきまして、ごく簡単に御説明させていただきたいと存じます。

まず、参考資料1でございますが、これは、前回、PFI推進委員会の報告をまとめる途中で皆様にお諮りして、今回の課題の流れはこういうことであるということで概ね御理解をいただいたものではないかと存じます。

この中で、どこについて今回検討を行い、どこについて今回一部検討を行ったかということについて、私なりの考え方を整理をさせていただきました。今回、概ね大体ここは検討したということになるのかなというところは、黄色で塗っております。例えば、リスク分析、リスクマネジメントについては、なかなかやっておりますけれども、例えば標準契約の枠組みの中である程度リスクの曖昧さを解消するということは、少しはできたのかなと考えておりますし、また、要求水準書策定指針の中で、対話方式等についても若干整理をさせていただいたのかなと考えております。

それから、これは今後の話でございますけれども、6月16日にVFMのワーキングをさせていただきますので、ここについても評価の継続的検討のまず第一歩を踏み込ませさせていただけることになるのかなということで、ピンク色を塗っております。

それから、「他の官民連携手法とノウハウの共有等」につきましては、先週、私どもと総務省と内閣府の公共サービス推進室の方で、今後の方向性、こちら実態調査を踏まえてある程度御議論させていただきました。現在調整中でございますけれども、こういったものもまとめさせていただきまして、総合部会には御報告をさせていただければと考えているところでございます。

それから、「地球温暖化防止への対応」でございますけれども、これも別途私どもの方で整理をさせていただいておりますして、報告書の形にまとめつつございます。今回、要求水準策定指針の中に、ごく一部その中身を付け加えさせていただいておりますけれども、これもある程度整理をさせていただいて、6月26日には御報告をさせていただければと考えております。

それから、「補助金、税制等の支援措置のイコールフットィング」の関係でございますけれども、これは、2月5日に総合部会を開催した際に、こんな形で各省庁

の方に照会をしたいというものをお示したところでございます。これに従いまして、現在、各省庁に照会をいたしまして、5月30日締切りでやっておりますので、現在、鋭意取りまとめの作業をしているところでございます。この実態の把握ということにつきましても、6月26日の総合部会では御報告ができるものと考えてございます。

白の部分は、今の段階では特に手を付けていないというものでございます。

次にまいりまして、参考資料2でございます。これは、今回の推進委員会報告に示された課題の対応を時系列で示しているものでございます。大体今の御説明のとおりでございますけれども、6月26日の総合部会で仮初めに御了解をもしただけたとすれば、一応7月に可能であれば推進委員会を開催させていただければと考えている次第でございます。そこで御議論をしていただいております標準契約モデル及びその解説、要求水準書作成指針について御議論をしていただく。それから、地球温暖化防止への対応、これはどちらかという事務局にお任せをいただいたという認識ですので、でき得れば、委員の中で非常に御専門の野城先生の御指導を仰ぎつつ最終的にまとめさせていただきまして、御報告をさせていただければと思っております。

それから、次のものは、これはあくまでも事務的に取りまとめたものの報告ということでございますので、タイトルは仮にというタイトルでございますが、関係省庁連絡協議会で一応整理をしたものを御報告をするということでございます。

それから、国の補助金の適用状況につきましては、今申し上げたとおりで、現在アンケート調査を集計中でございますので、こちらについても御報告をさせていただければと思っております。

それから、VFM評価でございますけれども、こちらにつきましては、非常に多くの課題があるわけですが、実は、ご案内のとおり1月11日に政策評価をいただいております。その中で、VFM算定過程の透明性・客観性を確保するべくガイドラインを充実しろという御指摘をいただいております。閣議の場でも、私どもの大田大臣が誠実にそれを実行していくということで、先般行われました国会の行政監視委員会でもその旨、また、昨日行われました行政監視委員会でもその旨答弁をしているところでございます。

基本的には、大臣、推進委員会の方で是非御議論していただければということで、そういった御趣旨を1月23日の推進委員会の場で木村副大臣からもこの場でお願いを申し上げたところでございます。したがって、その点に限って、もしよろしければ16日の段階で御議論をさせていただいて、ある程度整理をしていただければ大変ありがたいかなと考えているところでございます。

その後でございますけれども、やはり標準契約書モデルとその解説、要求水準書作成指針というものは、あくまでこれは一つのたたき台ということでございます。

前から申し上げているとおり、当然完全な百点満点のものではございません。私も、まだまだ60点、65点くらいのものではないかと考えております。今後とも委員会で御議論をしていただきまして、また更に、その後に、実際にPFIの事業に関わっている実務の皆様方に対してもお示しをしまして、そういった方々の感触をよく伺うというプロセスを経てまいりたいと考えております。

このために、一つの手法としてはパブリックコメントということでございますが、今回は、単にパブリックコメントに絞らず、一定のフォーラムというものを開催してまいりまして、各地でそういったフォーラムを開催し、そこでいろいろとPFIのために汗を流されている現場の皆様方に直接御説明をし、お示しをし、そういう方たちの御意見をできるだけ伺い、さらに現場に即したものにできればと考えております。

それから、リスクのガイドライン等につきましては、推進委員会報告で宿題になっているものでございますが、今回、残念ながら手を付けてございません。これは7月以降の大きな課題になってまいるのでないかと考えております。

それから、VFMのガイドラインでございますが、これにつきましては、今申し上げた政策評価に関わるもの以外にも多々課題があろうかと存じます。こういったものにつきましては、継続的に御審議をしていただき、必要なすべてのものについて改定をしていくという段取りを順次とっていくべきものではないかと考えております。

以上が参考資料2でございました。

次に、参考資料3でございますけれども、今回の「標準契約書モデル及びその解説(案)の対象範囲」ということでございます。

上段が契約のガイドラインでございますけれども、こちらにつきましては、回収方法による類型につきましては、去年は、サービス購入型を対象としているということでございます。

ジョイント・ベンチャー型につきましては、サービス購入部分というものがございますので、そこについては、これは対象になっておるという理解でございます。いわゆる独立採算型につきましては、こちらでは対象になっていないという整理かと存じます。

それから、施設の所有形態による類型につきましては、BOTについても契約のガイドラインで触れている箇所等ございますので、また、前文でも特にBTOに絞ってございません。したがって、BTO、BOT、それぞれを対象としておるということではないかと考えております。

それから、業務内容による類型でございますが、これは前文のところでも明確に施設整備重視型、ハコモノに限っているというふうに書いておりますので、運営重視型については触れていないという整理かと存じます。

今回、「標準契約書モデル及びその解説（案）」でございますけれども、まず、事業費の回収方法による類型については、契約ガイドラインとの考え方は変えておりません。施設の所有形態による類型についても変えておりません。変えておりますのは、業務内容による類型でございます。ここで、最近増えつつあり、そしていろいろな課題が出ております。また、そういったことで推進委員会の報告でも御指摘がございました運営重視型も対象とするという整理にしたということでございます。

以上、C委員の御趣旨に沿うのかどうか、ちょっと分からないところもございませぬけれども、私どもなりに斟酌をしましてまとめた資料がこちらでございます。

以上、簡単に御説明させていただきました。

それでは、本文の方の御説明に入らせていただきたいと思います。

今回、まず、「標準契約書モデル及びその解説」につきましては、概ね2点の資料を用意をいたしました。

1つは、前回までに御議論をしていただきました5つのポイントがございます。1つが、変更メカニズムでございます。もう一つが、任意解除、紛争解決、法令変更、モニタリング・支払メカニズム、これらはすべて前回御議論していたものでございます。したがって、今回、前回御議論していたものの枠を超えたものについては加えてございません。

こちらにつきまして、今回、主要な論点ということで特出しをして整理をいたしました。今回新しく議論をした部分だけごらんになりたいという方もいらっしゃるかと存じます。そういった方たちのために、こういったところだけ切り離してお示ししていくということも、ひとつ利用者にとっては便利かなということで整理をさせていただきました。

次に、「標準契約書モデル及びその解説」というものを作っております。こちらは、一番最初の会合でも申し上げましたとおり、契約書の一般的な章立てごとに具体的な中身について整理をし、そしてその整理に従って条文例を入れておるといったものでございます。こちらについては後ほど詳細説明をさせていただきますので、まず、とりあえず資料1の「主要な論点」で前回からの変更点を御説明をさせていただければと存じます。基本的には、前回5月2日にお示したのものから、皆様方からいただいた御意見を踏まえて直したものでございます。

それでは、3ページ目をお開きいただきたいと思います。実は、3ページの1番のところは新しく追加をしたところでございます。これは、「標準契約書モデル及びその解説」に前書きというものが付いてございますが、その前書きの部分とほぼ同一の内容でございます。趣旨は、突然こういったものが世間に出ますと、果たしてどうしてこういうものが出るのかなということをお考えになれるのではないかと思います。したがって、どうしてこういったものを作成するに至ったの

かという経緯と、そして、これはこの場でもいろいろと御意見が出たかと存じますけれども、こういった整理をする際の一つの横断的な、もしくは骨太的な一つの考え方、基本的な哲学、そういったものをお示しした方がいいのではないかということで、「基本的な考え方」というのを新たに加えてございます。

それから、標準契約書モデルは、これに加えて、具体的にこれはどういうものを対象にしているかということも併せて整理をしております。こちらのダイジェスト版ではそこは入れてございません。

そこで、内容でございますけれども、3ページをごらんくださいませ。

まず「経緯」でございますが、運営段階に至ったPFIは、解釈、運営等をめぐっているいろいろな問題が顕在化しているということでございます。具体的に申し上げますと、事業変化が、環境が変化しても、契約に定められた各種条件の変更ができていなかったり、運営段階のモニタリングが適切に機能しなかったりという問題があるということでございます。また、事業契約の解釈等をめぐって対立した場合に、紛争解決が円滑に進まないという事態も一部に生じているということでございます。

15年に契約ガイドラインが公表されたわけでございます。しかしながら、この契約ガイドラインは、施設の設計、建設、維持・管理業務を主たる内容とした事業が想定されておりまして、運営段階に入った事業において生じる諸課題に対する考え方は十分に示されているとは言えないところでございます。

そこで、推進委員会報告が出されたわけでございますが、状況変化への対応やモニタリングのあり方などが個別具体のプロセスごとの課題として位置付けられ、そしてこれらの課題に対する横断的な受け皿として「標準契約書モデル及びその解説」等の検討を行うということが推進委員会報告で明確に御指摘されたところでございます。

そこで、以下5項目を取り上げ検討することとしたということで、まず第1に、状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス価格の変更、発注者の任意解除、中立的な第三者の関与を含む紛争調整メカニズム、法令変更、モニタリング・支払いメカニズムの充実と、こういった5項目に絞って、今回集中的に御議論をさせていただいたわけでございます。そういった経緯について示しているということです。

4ページ目ですけれども、これは「本書作成に当たっての基本的な考え方」ということでございます。

まず、第1に、本書については、運営の比重が大きい事業についても扱うということにしたため、これらに対する対応ということを重視したとしております。

それから、本書の作成に当たりましては、2007年3月に刊行されました「Standardisation of PFI Contracts」、これを参考にしたとともに、HM TreasuryやP U K等々、英国の関係機関でいろいろと伺ったお話を併せて参考にしたということ

をこちらに付記してございます。

そこで、大きな柱でございますけれども、大きく 10 ほど書いてございます。

第 1 は、これは言わずもがなでございますけれども、やはり P F I というのは、国民・市民、納税者と申すのでございましょうか、こういった方たちのためのサービスの価値の最大化を目指して行うものでございます。したがって、当然 P F I 契約の作成に当たっては、国民・市民のためのサービスを最大化することを基本的な視点とすべきではないかということに触れております。

それから、2 番目が「官民のコミュニケーションの必要性」ということでございます。これは先般、E 委員の方からも御指摘がございました。それから、1 月 23 日の推進委員会で I 委員の方からも御指摘がございましたが、官民、特に官はなかなかコミュニケーションが下手だと。それから、官と民というのは、考えている考え方、メンタリティもビヘービアも異なる。したがって、官と民というのは異なるという前提のもとでコミュニケーションをはかっていくということが、その次の真のパートナーシップを築き上げていく一つの大前提になる、こんな御議論であったかと存じます。

したがって、「P F I は官民協働事業であり、お互いに協力し合うことが何より重要である」と触れた上で、官と民では価値観が大きく異なるのが現実であり、メンタリティや行動原理に相当の隔りがある。しかしながら、P F I の本質は、国民・市民のサービスの価値の最大化を目指していくわけでございますから、こういった異なる価値観を持っておられる官と民がそのために協力して、そしてその相乗効果を最大限発揮させることが必要なのではないかと整理をしているところでございます。

次に、3 番目の「真の意味の官民のパートナーシップを目指して」ということでございます。

ここは、一つパートナーシップを形成することが前提であるということですが、それを行うためにまず何が必要かということで、やはり情報を共有していくということが一つかなということで、管理者が目指す事業コンセプト、事業のアウトカムとか、それから、アウトカム実現に向けて前提事業に期待する事項については、当然これは要求水準書等その他で共有をしていくべきだということですし、事業の運営段階においても情報を共有していく、こういったことが国民・市民のための V F M の最大化につながっていくのではないかとということでございます。

それから、選定事業者の情報としては、事業や計画やそのベースとなる財務モデルがでございます。これは、具体的に民間選定事業者のキャッシュフローの流れをすべて整理をしているものでございますので、これを見れば、民間事業者がどういう形で事業を行っているか、大体わかるわけでございます。現在、我が国では、こういったものを発注者・受注者で共有するというプラクティスはないわけござい



ますが、やはりこういったものについても共有をしていくべきであるということに触れているところでございます。

それから、「契約の柔軟性の確保」ということでございますが、これは、もちろんPFIは長期契約でございますし、安易に契約を変更するということは慎むべきことかと存じます。しかしながら、状況が変化をしていくということは当然あり得るべきでございますので、状況が変化をする場合に、具体的にどのように契約を変更していくのか、どのように価格を決定していくのかという変更メカニズムについて、当初の段階で規定をしていくということは必要不可欠ではないかということでございます。

それから、当然その契約を変更するに際しても、そのサービス対価の増加分について、管理者等に負担能力がなければ機能しないということになりますので、予算についても一定の柔軟性を保つ必要があると整理をしております。

それから、(5)でございますが、「当初の契約条件の明確化」ということでございます。これは、もちろん要求水準を明確化するというお話もございませけれども、やはり契約の締結をした後の段階で、例えば、発注者がこれもやってくれということをおっしゃる、逆もあるということが聞こえてくるところでございます。やはりどこかの段階で要求水準を満足する民間事業者の提案内容の仕様はこれですということを決めまして、そこから後の発注者から出るいろいろな御要望というのは、言ってみれば仕様の変更ということで、別途お支払いをしていただいた上で対応していくという仕組みにしていくことが必要であろうというのがこの内容でございます。

それから、6ページでございますけれども、「リスク分担に係る曖昧さの排除」ということでございます。PFIでは、官民のリスク分担を契約で明確に決めるということでございます。これは、J委員の方から2月5日の総合部会が出た御意見でございますけれども、今回のこの作業の中で、リスク分担の適切な割振りみたいなところまではなかなかいけない。これは非常に時間のかかる話だ。しかしながら、リスク分担が非常に曖昧なところを明確に整理をしていくということは、契約的なアプローチで対応ができるのではないかといったお話がございました。今回こういった形で標準契約書を作成することによりまして、リスク分担に係る曖昧さをできるだけ排除をしていくという考え方をとるべきではないかということでございます。

次の7番が「SPCの在り方と統括マネジメント機能」でございます。PFIについては、SPC、いわゆるSPC法のSPCとは違いまして、会社法上の株式会社であることが一般でございます。ただ、こういった会社法のSPCではございますが、一般的なSPCと同じように、いわゆる導管体、ペーパーカンパニーということで、請負業者の方にパススルーする、すべての責任その他についてパススルー

するというような形の P F I も実際にあったわけでございます。

しかしながら、最近の特に運営重視型の P F I 等々 S P C に期待される役割は潜在的に非常に大きく、単に資産を保有するということではなくて、複数の委託先を通じて業務を行うこととなりますので、そうした業務間での調整といったようなことも S P C の方に求められてくるということもあり得るわけでございます。そういったこととなりますと、適切な委託先を選定する能力、モニタリングを行うとともに、状況にあわせて委託先を指導する能力、全体のコストをマネジメントする能力というものが求められるようになるのではないかとということでございます。

もちろんすべての事業につきまして、こういった S P C が求められるというものではございません。そういったものが求められるものについてはそういったことが必要だということを申し上げております。こういった場合につきましては、選定事業者の業務内容に統括マネジメント機能を明確に位置付けていくということが必要なのではないかとということでございます。

こういったことをある意味では S P C から受託を受けて専門的にやっているような企業も英国等にあるようでございます。今後、我が国でもこういった企業を育成していくといった考え方も一つの考え方としてはあるのではないかとということでございます。

次に、( 8 ) でございます。「国民・市民の目線から見た事業の監視」ということでございます。

当然のごとく P F I は納税者の負担によって、サービス購入型であれば事業が実施されているわけでございます。したがって、こういった観点からは、納税者である国民・市民に対して事業の成果を積極的に公表し、そういった視点を取り入れることが必要であるわけでございます。これについては既にモニタリングのガイドラインに明確に記載がされている話でございますが、その繰返しになるわけでございますが、当然民間事業者には守秘義務等の部分があるわけでございます。モニタリングのガイドラインにつきましては、モニタリング結果のうち民間事業者の機密に関する事項を除き、ホームページ等により公表し、一般国民・市民から意見を求めることが考えられると書いてございますので、ここはそのままそのとおり整理をさせていただきました。

ちなみに、指定管理者がほぼ 6 割以上が公表しているのに対して、P F I に関して公表しているのはわずか 20% にとどまるという結果が出たところでございます。

それから、( 9 ) が「不断の改善に向けて」ということでございます。

これは、先ほど来申し上げましたとおり、非常にいろいろと御批判、おしかりもいただいているところでございますけれども、これらの標準契約書モデル及びその解説は、極めて限られた時間の中で整理をしているものではございます。したがって、私ども、決して十分なものであるとは考えておりません。今日もいろいろ

と御意見をいただき、また一定の時間をとって更に御意見をいただいて、いいものにしていくとともに、こういう場だけではなくて、実務でいろいろと御活躍をされ、そして汗をかかれています皆様方から御意見をいただくということが是非必要ではないかと考えているわけでございます。

したがいまして、これはあくまで最初の一步ということで、これを世間に出しまして、そしてパブリックコメントをするということと併せまして、でき得れば、例えばフォーラム等によって、そういった実務の皆様方にお集まりいただいて、各地でいろいろと御意見を伺うということもやってみたらどうかということでございます。

「最後に」でございますが、これはテクニカルなことを書いてございます。

本書と申しますのは、こちらの分厚い方の資料でございます。分厚い方の資料では、項目ごとに条文例を示すとともに、別添資料として病院事業を想定したPFI事業契約の例を添付しております。項目ごとの条文例のみならず、一つの事業契約例を示したのは、本書の活用が想定される公共施設の管理者等やその委託を受けてPFI事業契約について検討するアドバイザーの方が事業契約の全体を理解できるように配慮したものでございます。

病院PFIをなぜ選んだかということにつきましては、推進委員会報告で、特に運営の比重の高い事業についての課題についての整理が必要とされている。病院はこれに該当いたしますし、現在まで11事例ということでございますが、比較的蓄積も刑務所等に比べれば多い。また、これからも増えていくということが想定される。また、具体的な事業主体も、独立行政法人、地方公共団体といったように、さまざまな方が公共施設等の管理者等になり得るということでございます。こういった特性を踏まえまして、病院事例を事業契約の例とさせていただいたところでございます。

基本的には、できるだけ一般化し得るような形で整理をしておりますので、本書に記載されたさまざまな規定というのは、病院以外の事業でも十分活用できるものと考えてございます。

ただ、この条文例、事業契約例は、これまでの病院PFIの事業契約例に、今回、重点的に検討した内容を盛り込んで、全体の整合をとった一つの例にすぎません。したがいまして、当然のことながら事業契約例の完成形ではございません。また、実際には案件ごとにそれぞれ特有の事情を踏まえて契約書を作成されるということでございますから、当然のことでございますけれども、そのまま用いるとして添付をしたものではございません。そういったことについて明記をしております。

それから、内容を変更する場合につきましても、本書で示した条文例や事業契約例をベースにして使うことにより、むしろノウハウの共有が促進されて、その結果として、この内容が更に充実していくものになることが期待されるということでご

ざいます。

それから、当然これをお示しすることによって、個別の事業を所管している省庁、国交省さんや文科省さんでは既にある程度作業されていらっしゃると同っておりますけれども、こういったところでそれぞれの事業にふさわしい事業契約事例を作成していくことが望まれるわけでございます。

それで、8ページですけれども、今回、こちらの今御説明した資料でございますけれども、これは、この間、モジュール化というお話がありましたので、重要な点は太字で記載し、より詳しい解説は小さめの文字で記載しております。

それから、前回もいろいろとお話ございましたけれども、専門的な事項、海外の事例は、極力脚注や参考情報として本文からは外しました。

それから、また、K委員の方から御意見が出ました「実務上のポイント」というのを一番最後に枠囲みでまとめてございます。

以上が全体の説明でございました。

それでは、9ページ以降、変更した点についてだけ、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、第 章「柔軟なサービス内容・サービス対価の変更」のところでございますが、まず、9ページでございます。9ページの(1)PFIの特徴との関係ということで、バリュー・フォー・マネーの向上のためにやっているんだということを明記すべきだという意見がL先生から出ました。したがって、下から4行目のところに「また柔軟な変更メカニズムは、適切に運用されれば、サービス内容や支払条件をより実態に即したものとし、無用な予備費の計上を回避し、VFMの向上に資するものと考えられる」というのを新たに付け加えさせていただきました。

それから、11ページでございます。11ページ、これは「変更に伴う価格変更の方法・サービス対価調整規定における調整額決定方法」でございますが、財務モデルについてどこかで明確に位置付けた方がいいだろうということで、このところで「財務レベルも出る等の合意」ということで一つ整理をさせていただきました。

財務モデルというのは、今申し上げましたとおり、PFIのいわゆるキャッシュフローがすべて、コストもプロフィットもすべてわかるような形で整理をされたものでございます。これを発注者と受注者の間で合意するという慣行は、今はございませんけれども、やはり英国でなされているように、長期的にはこういったことを合意していく慣行を形成していくことが望ましいのではないかとというふうに整理をしているところでございます。

それから、変更点でございますが、13ページでございます。13ページ、「サービス内容の変更に関する規定」。ここ以下ですけれども、立て組みとして、まず、1番に「概要」という項目を入れました。そこで、概要という項目のところで大体その中身が分かるような整理にしたつもりでございます。

それから、もう一つ、細かい話ですが、「発注者」とありますのは、全部「管理者等」に変えました。それから、「民間」とございますのは、全部「選定事業者等」と変えました。

ここは、概況としては、「将来の状況の変化に応じてサービス内容を変更することが必要となることがある。また、事業によっては、初期段階で現実と当初の想定との乖離が判明することも多い。このような場合に備え、変更のための手続及び価格決定の方法が規定される」というふうに整理をしております。

それから、「問題状況」のところで、前回、M先生の方から引用についていろいろと御意見がございました。4番の競争性の確保のところでございますが、私どもの趣旨としては、別に英国でどうこうということではなくて、競争性の確保ということが、サービス内容の変更をして新しい業者を決めるときに必要なであるというメッセージを入れるということが重要であると考えておりますので、そこについては入れさせていただいて、いろいろと御異論のあるような部分は落とさせていただきました。

それから、例えば14ページでございますけれども、14ページの(2)「簡易変更」のところで、ここでは英国の例、カタログ方式、オープブック方式を本文に入れておりましたが、これを脚注の方に落としました。以下、すべからく可能な限り英国等の事例は、脚注ないしは参考資料ということで本文からは落とさせていただきました。

それから、ここがございますとおり、概ね根幹であろうという部分を太字にして、専門的な事項、付加的な事項と考えるものについては細字にしております。

ここについては、ここもやはり太字にすべきではないかといった御意見があるかと思えます。そういったものについては後で御教示をいただければ幸いです。

それから、16ページでございますけれども、この「拒否事由」については、この文章だけ見ても分かりにくいと存じましたので、流れを入れました。基本的には、これは管理者等がサービス内容の変更を通知をするわけでございます。そうすると、仮見積、回答、仮対案というのを受注者の方が出していると。それに対して発注者の方が回答書を出す。そうすると甲乙協議ということになって、合意すれば変更をやる。合意しなければ契約の一部解除ということになると。

回答書を出したときに、変更の拒否ということが出来るわけでございます。これは、例えば、明らかに違法性のあるようなサービス内容の変更要求通知であるというような場合ですが、そういった場合につきましては、変更の拒否への回答というのが受注者の方からできることになっております。しかしながら、これも両者うまく調整がとれない場合については、契約の一部解除を発注者ができるというふうに規定されているものがございます。これについてはいろいろな考え方があるのでは

ないか、そういうことを規定しなくてもいいのではないかということここに書き込んでございます。少なくとも適切な額の補償について規定をすべきだということを書いてございます。それが 17 ページでございます。

17 ページのところでございますけれども、「拒否事由がある場合の一部解除及び一部解除時の補償」ということでございますが、一部解除をする権利を与えることが考えられる。この場合、適切な額の補償についても規定すべきであるということで、ここは新しく加えたものといたしまして、「損失補償算定のための重要な合意」というものを入れております。これは、要するに、こういったことが当然あり得るので、こういったことがあり得るという前提で、例えば契約締結時点までに重要な事項についてはきちっと文書で合意をしておくべきだということについて触れているということでございます。そういったことを新たに付け加えさせていただきました。

それから、変更点でございますが、24 ページでございますけれども、24 ページに「サービス内容の変更に関する実務上のポイント」ということで、このような形で枠囲いで整理をさせていただきました。読まれる方は実務の方が多いかと思いますので、そういった方がいろいろと理屈の話もどこがポイントかということが分かるようにということで整理をしたわけでございます。

それから、次、25 ページ以下、「建設費に係る物価高騰リスクへの対応」ということでございます。ここもできる限り英国等の例については脚注に落としました。

27 ページに「建設費の改定に関する実務上のポイント」というものを入れております。

それから、次に、「ソフトサービス等の価格変更に関する規定」ということでございます。

そこについての変更点は 31 ページでございますけれども、「ソフトサービス等の価格変更に関する実務上のポイント」というのを付け加えさせていただきました。

それから、次に「第 4 章 任意解除」に関する標準契約書モデル及びその解説(案)」というところでございます。

33 ページでございますが、「優先貸付人への期限前弁済に伴い支払う補償」ということで、ここでデューデリジェンスを事前にコストに見合う場合はやることが望ましいと書いてあるわけでございますが、現在の実務では、通常、事業契約後に融資契約をドラフトするというようになっておりますので、事業契約の締結前の段階ではそんなに細かいものは決まっていない。したがって、デューデリジェンスというのは実質的に不可能であるということで、可能なことをやるべきではないかということを書き込んでございます。これは、PFI の関係の弁護士の先生の方に照会をしたところ、実務ではなかなかこれはできないというお話でしたので、実務の今の考え方に即して付け加えをさせていただきました。

それから、次は 34 ページでございますけれども、34 ページの「委託先への補償」でございますけれども、これも同様の趣旨でございます。実務の慣行に併せて表現を変えたということでございます。

それから、34 ページでございますけれども、「株主劣後貸付人、株主への支払」のところ、将来の逸失利益をどうするかというところでございます。

これはいろいろと御議論があろうかと思えますけれども、一応全体の整理といたしまして、将来の逸失利益をすべて補償するということはありませんが、一定の範囲に限るということは場合によってはあり得るであろうということで、その具体的な方法として「財務モデルに基づくやり方」、「予め定めた金額算式による方法」ということについて列記をしているところでございます。

それから、38 ページでございますが、「任意解除に関する実務上のポイント」ということで、これも付け加えさせていただきました。

それから、次に「紛争解決」の第 4 章でございます。これは 41 ページでございますけれども、M 先生からビジネスコンフリクトが起こらないような規定を入れるべきだということでしたので、利益相反の話を「2) 中立的な第三者の候補者」のところ、「中立的第三者の候補者としては、受任することについて利益相反がないことに加えて」というところを新たに付け加えさせていただきました。

それから、45 ページの表でございますけれども、要するに紛争解決手続というのは、恐らく状況によっていろいろ異なってくる。紛争の性質によってですね。事実認定だけが問題なのか、契約の解釈が争いになっているのか、それぞれによってプロセスが異なってくるのではないかという御指摘を M 先生からいただきました。そういうことをこの脚注のところに書き加えておるということでございます。

それから、「法令変更」、第 5 章でございます。48 ページでございますが、ここは、M 先生の方からいただいた御意見を踏まえまして、「基本的な考え方」のところ「(1) 法令変更への対処の困難性」というのを明確に書き加えました。なかなか法令変更、その法令変更がなされて、一体本当にどういう形で民間事業者の利益その他に影響が及ぶかということについては、明確に分からないだろうということでございます。したがって、その具体的な法令変更への対処の在り方についてはいろいろな考え方があって、容易に標準化することはできないということですので、そこについて明確に整理をしたということでございます。

同じような形で「リスク分担の明確性の必要性」のところも、実際には予想できない変更が生じる可能性が高く、「明記できる場合は限定される」というのを 49 ページの太字の一番最後に入れてございます。

それから、50 ページでございますけれども、「具体的な規定の内容」ですが、法令変更については、早い段階から当事者間の密度の高いコミュニケーションを行うことにより、増加費用等を軽減できる場合も少なくないと、これも M 先生の御意見

を踏まえて修正をいたしました。

それから、51 ページでございますけれども、利用者のフィーで収入を賄うような場合については、民間事業者の負担としてもいいだろうというふうに整理をしたのですが、利用料金の値上げが可能であった場合についても、値上げによる利用者が減少する可能性があるということがあり得るのではないかとM先生からの御指摘がございまして、したがって、「利用料金の値上げが契約上可能でも選定事業者が増加費用を負担することが常に妥当であるとは限らない点に留意する必要がある」というふうに修正をいたしました。

それから、これもM先生からの御意見だったと存じますが、51 ページの下、「2) 軽減のための協議内容を規定する方法」というのを新たに付け加えさせていただきました。

それから、52 ページの「留意点」のところで「費用を両当事者で分担する方法」。最初の幾ばくかの部分までは民間負担にするというふうに整理をすると、ミティゲーションで民間ができるだけ努力をして費用が発生しないようにするだろうというふうに書いてございますが、ここについてもM先生の方から、もしそういうことをやると、民間が入札の際に逆に予備費を積むことになるのではないかと御指摘をいただきましたので、「慎重に検討」ということを新たに追加させていただいたということでございます。

それから、M先生の方から英国における法令変更というのは非常に参考になるというお話がございましたので、参考として、英国における法令変更についてどのような書きぶりがされているかについて付け加えさせていただきました。

それから、「モニタリング・支払メカニズム」、60 ページでございますが、ここについては、要求水準、モニタリング、支払メカニズムを一体的に入札段階で示していくわけですが、そのときに少なくとも重要な部分、具体的には価格決定をするに足りる必要十分な情報については開示をすべきだというのがM委員から御意見として出されましたので、それを(1)の一番下のところに付け加えさせていただいております。

それから、次に、前にさかのぼりますけれども、その2行上のところで、要するに「モニタリング指標の優先順位が民間事業者に伝わり機能するような支払メカニズムを構築することが必要である」と書いてあるんですが、具体的な重み付けの手順を示すべきではないかということで、M委員の方から具体的な御指摘をいただきました。その具体的な御指摘について、そのとおりにここに脚注という形で使わせていただきました。

それから、61 ページでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、PFI 事業であってもモニタリング内容等について住民に対し公表することが重要であるわけでございますので、そういったことについて、こちらに触れさせていただ



いております。

それから、62ページでございますけれども、「定期モニタリング委員会」につきまして、このようなものを作るのは屋上屋を重ねることであるという御意見をM委員からいただきました。したがって、私どもとしては、委員会を設置することが目的ではなく、そういった定期モニタリングにおける評価の事実認定や確定行為をする場、協議をする場というのを設けていただきたい。それがどこか別に事前に設定される場でも、どこでも結構なわけでございます。そういった場を設定していただきたいという趣旨でございますので、そこについて明確に書き直させていただきました。

それから、64ページでございます。「建設モニタリング」のところにつきましては、設計会社が工事管理をするというふうに書いてございましたが、これは別途専門の工事管理会社が工事管理をするということもあり得ますので、全体像のところでもそこを付け加えさせていただきました。

それから、要は、PFIの場合はBTOが6～7割でございますけれども、実際に完工検査をしたときに、完工検査を通らないようなものが結構出ておるようでございます。そこで、中間確認というのを官庁営繕部などでは一般的にやっておるようでございます。これは、もし万が一管理者等が中間段階で、これは明らかに施工が設計図どおりにやっていないのではないかといった場合につきまして、出来高部分を最小限度破壊して検査をすることができるということでございます。こういったことは当然契約に規定をしない限りはできないわけでございますが、そういったことを新たに行うことによって、より建設モニタリングが適切に運営されるであろうということで、ここを付け加えさせていただいております。

それから、もう一つ、これはM先生からいただいた御意見でございますが、「管理者等によるモニタリングが過剰であると、コストの増加を招き、逆にVFMが減少してしまうことにも留意すべきである」という御意見をいただきましたので、65ページのところに付け加えさせていただいております。

「主要な論点」については以上でございます。

お時間の関係もございませぬので、「標準契約書モデルとその解説」についてはごく簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。参考資料の4をごらんください。これの立て組みを御説明させていただきたいと思っております。

契約ガイドラインとの相違ということで、まず、標準契約モデル(案)ということでございますので、いわゆる一般的な契約と同じように、第1章総則、第2章何々という形で書いてございます。しかしながら、契約のガイドラインもほぼそれと同じような仕様になっているわけでございます。

大きく変えましたのは、まず、第2章と第3章は施設整備の設計、建設ということで、いわゆる建設関係ということでございます。

建設モニタリングにつきましては、今回、政策評価で明確に位置付けるべきであるという勧告をいただきましたので、建設モニタリングについては1つ章を新たに立てて書き加えさせていただきました。ただ、よくごらんになるとおわかりのとおり、3章のところと4章のところ、例えば完工検査なんかは重なっております。したがって、時系列的にごらんになりたい方は、3章を見ても時系列的に中身が分かる。建設モニタリングだけを見たい方は、建設モニタリングを見て、例えば4 - 6を見ると、3 - 11を参照してくださいということで、中身が全部分かる。こんな構成になっているということでございます。

それから、先ほど申し上げました「統括マネジメント業務」、これは設計、建設も含めてということでございますので、こういったものについて、ある必要のあるものがあるということで「第1章 総則」に位置付けました。それから、第5章の「運営・維持管理業務」につきましても位置付けさせていただいたところでございます。

大きく変えさせていただきましたのは、運営段階でございます。まず「第6章 モニタリングの実施」というところを新たに項目として加えました。これは運営のモニタリングの実施ということでございます。ここについては、「モニタリングとは」、「モニタリング計画」、「選定事業者によるモニタリング」、「業務報告」ということで入れてございます。

「新設」と書いてあるところが新たに書き加えたものでございまして、そうでないところは、契約ガイドラインに書いているものをほぼそのまま入れさせていただいております。

それから、「第7章 サービス対価の支払」ということでございます。

これは契約ガイドラインにも書いてございますけれども、ここは明確に、いわゆる支払メカニズム。したがって、モニタリングと連動して機能する支払メカニズム、具体的にはモニタリングの成績が悪い場合については、減額、ペナルティを行うというその意味での支払メカニズムにつきまして、「サービスの対価」の支払のところに整理をいたしました。

「新設」と書いてあるのは7 - 1だけでございます。

それから、第8章でございますけれども、「サービス内容及びサービス対価の変更等」。ここは今回一番コアになる部分でございますが、柔軟な契約の変更ということで、新たに書き加えた部分がほとんどでございます。

この中に、M先生から御指摘をいただいた、そもそも長期契約であるPFI契約の変更の考え方、これを1項立てして新設をするとともに、物価・金利変動に伴う「サービス対価」の変動、「物価の変動に伴う施設整備費の改定」、これは先ほど御説明した物騰関係ということでございます。8 - 4は、ソフトサービスに関わるサービス対価の変動ということでございます。それから、8 - 5は、いわゆる要求

水準その他さまざまなサービス内容の変更とそれに伴うサービス対価の改定というところでございます。

それから、第9章に「表明及び保証等」という規定を新たに加えました。これは、要するに、最近、どうも契約、こういうのが多いようでございますけれども、その段階での事実関係を明確に規定をしておくということ、要するに、契約時点での両当事者の事実関係ということを明確に規定するという章立てがどうも最近は多いようでございます。そういった章を新たに加えまして、具体的な解説を入れておるということでございます。

それから、「第10章 契約期間及び契約の終了」。これは、従来は公共施設等の管理者等の解除権だけ入れておりますけれども、このほかの解除権につきましても加えまして、ここに入れたということでございます。

それから、第11章の「損害賠償」につきましては、たしか遅延損害金の規定だけ入っていたんですが、いわゆる一般的な損害賠償、これはいわゆる一般的な損害賠償と、その他さまざまな損失補償等の規定とうまく重複しないように整理して入れる必要があるといったことについて記載をしているところでございます。

それから、「第12章 法令変更」。これは、新しく別立てとして入れさせていただきました。

「第13章 不可抗力」。ここについては変えてございません。

「第14章 紛争解決」。これは新たに加えました。

「第15章 直接協定」。これは変えてございません。

「第16章 著作権」。これは、具体的に著作権については受注者が持っていることが多いわけでございますけれども、PFI事業の進捗に関わる限りで発注者の方に御協力をしていただくという旨が規定されているところでございます。

それから、「第17章 雑則」ということでございます。

ちなみに、契約のガイドラインと今回の関係については、参考資料5というものがございまして、参考資料5を見ていただきますと、どこの項目については変更したか、どこについては変更していないかというものが一覧で分かるようになっております。平成15年から5年の歳月を経ておりますので、必要な部分は変えざるを得ないかなということで、多少の変更はしておるということでございます。

時間の関係もございますので、内容に入らない説明で大変恐縮でございますが、以上でございます。

事務局 続きまして、要求水準書の方でございます。時間もございますので、簡潔に御説明させていただきます。

お手元の資料3、資料4をごらんください。資料3の方が要旨、資料4の方が本体でございます。まず、資料3の方で全体の構成を簡単におさらいをした後で、資料4の方で前回からの主な修正点に絞って御説明をさせていただきたいと存じま

す。

まず、資料3の方をごらんください。「要旨」のところでございますけれども、まず、一番最初、「序」というところで、この指針の位置付けでございますけれども、要求水準書作成前の段階で、発注者が何を求めているか整理し切れていない。それと、民間事業者が発注者の意図を把握し切れない。あるいは予定価格に見合わない過大な要求水準を示しているといった課題があるという指摘をした後で、こういう課題に対する対応をするということを目的とするということで、前回お示したところですが、それに加えて、「序」の一番下ですが、「本指針は、今後パブリックコメント等を通じ、より実態に則したものに改善していくこととする」というふうにまず位置付けをした上で、その上で から まで整理をしているかと思っておりますけれども、 は、要求水準書の位置付けを整理したもの、 は、要求水準書に求められるものということで、考え方を大きく整理したものでございます。のところは、要求水準書に関する諸課題の対応と方向性ということで、主に発注者の意図の明確化、それと、要求水準の具体化、明確化、精緻化といった論点で課題ごとに整理をしていったという形のものになってございます。この辺の説明は前回もいたしましたので、割愛させていただきます。

その後、のところに、4ページでございますけれども、「要求水準書の構成」ということで、具体的などという要求水準書を作るかという標準化の作業の一環としまして、様式例というものを要求水準書、モニタリング基本計画書についてお示しているというものでございます。

は、作成プロセスということで、具体的にどういったプロセスで作成していくかというのをチェックシートという形で実際に発注者がチェックできるような形のもの整理してございます。

それでは、資料4の方をごらんください。これが作成指針の本体でございますが、前回からの主な変更点に絞って御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。1ページの「序・要求水準書作成指針の位置づけ」の一番下のところで、本指針を今後パブリックコメント等を通じまして見直していくということを明確に書いてございます。

次に、2ページ目でございますが、下に図表がございますけれども、ここは美原先生の方から、もともと官民連携により要求水準書を作成するというような記述になってございましたが、これは官が作るものだという美原先生からの御指摘がございましたので、そういった修正をしております。

3ページ目でございますが、これも図表のところ対象範囲というものを整理してございますけれども、前回お示したものでは、時系列のものも併せて整理した形になっておりましたが、分かりにくいということもございましたので、ここは、本指針で対象としているのは、まず事業コンセプトである。その次に、要求水準書

の中身としてPFIコンセプト、アウトプット仕様、それと、アウトプット仕様を補完するものとしてのインプット仕様である。それともう一つは、モニタリング基本計画書、これはモニタリング指標ですとか、あるいは契約の方にも関わりますけれども、支払メカニズムだと、このあたりを本指針では対象としているということを整理をさせていただきました。

次、4ページの下の方で「事業コンセプト書の添付」ということが書いてございます。これも美原先生からの御指摘でございましたけれども、事業コンセプト書を作るということが従来の基本構想、基本計画と屋上屋になっているのではないかと御指摘がございましたので、一番下から6行目あたりのところからですが、**「事業コンセプト書は、基本構想、基本計画とは独立して作成される必要はなく、これらの中に事業コンセプト書に記載されるべき事項が含まれている場合には、これを代用又は抜粋する形で作成してもよい」という位置づけを明確にしました。**

6ページの真ん中のところで「ビジネスプロセス明示の必要性」ということが書いてございます。これは、運営重視型の事業の場合には、多数の業務から構成されておりますので、これをPFIの導入によってBPR（ビジネスプロセスリエンジニアリング：現状の業務プロセスの再編・再構築）を行う効果が大きいということで、こういうことを運営重視型については取り入れていく必要があるのではないかとということと、BPRの提案を民間事業者がやるためには、現状の業務プロセスがどうなっているかということが分からないと提案もできませんで、その辺の情報提供をやっていく必要があるということを書いてございます。

7ページでございますけれども、中段以降でございますけれども、「要求水準とモニタリングの指標、支払メカニズムの一体的な検討プロセス」というところで、前回ははっきり書いていなかったモニタリング基本計画書として一括して提示していくことが必要であるということで、モニタリング基本計画書の位置付けを明確にさせていただきます。

9ページ目の事業コンセプト書の説明でございますけれども、これの下から10行目あたりでございますが、これも先ほどと同じ形で、事業コンセプト書と基本構想、基本計画との関係を整理しているという形になってございます。

15ページでございますが、「要求水準の明確化」のところで、これは前回、岩崎委員から指摘があったところでございますけれども、要求水準の未達の場合の回復期間、これを明確に入れる必要があるのではないかとということで、回復期間の規定を入れたものが15ページの前半部分でございます。

それと、15ページの中段のところ、要求水準未達の状態になった場合に、改善のために行うべき具体的な措置や手続が決まっている場合にはこれを明記するということ。

それと、その下ですが、こうした主観的な要素が多い場合には、顧客満足度調査、

クレーム情報等のデータを集約、分析をするということが非常に重要である。そのためのソフトウェア等の情報技術の活用が有効であるということを追記してごさいます。

18 ページの一番下のところで、括弧書きで3行ほど入れてごさいます。これは、要求水準のアウトプットとインプットの関係のところ、インプット仕様を参考として提示することが有効である場合というのがごさいますけれども、その場合に、単にインプット仕様を参考として示すという意味では、応札者はどこまで変更しても失格とならないのかが把握できないため、アウトプット仕様を明確な形で別に示す必要がありますということを入れてごさいます。

24 ページをお開きいただきますと、ここも「ビジネスプロセス明示の必要性」ということで、先ほど御説明しましたBPRの話をも再掲させていただいてごさいます。

28 ページでごさいますけれども、ここで「アフォーダビリティの確認」という項を1項入れてごさいます。アフォーダビリティは前回にも項目を入れてごさいましたけれども、ここで更に記述を詳細化いたしてごさいます。

35 ページでごさいます。ここは「モニタリング指標と支払メカニズムの連動」というところでごさいますけれども、35 ページのところ、英国病院事業の例ということで、重み付けを詳細に決定した減額メカニズムを採用している例ということで例示を入れているというのが一つ。

その次のページを見ていただきますと、36 ページ目、こちらに我が国の一般的な例ということで、例えばということでごさいますけれども、「わが国では、特に重要なものとそうでないものに大まかに2分類する方法が多く用いられている」ということで、その事例を紹介させていただいているということでごさいます。

それと、38 ページをおめくりいただきますと、「病院事業でリカバリーポイントを採用している例」というのが38 ページの中段以降にごさいますけれども、これは、その前の「留意点」のところ、いわゆるペナルティポイント制では、重み付けの工夫や、要求水準に規定されたサービス水準を超えた場合にリカバリーポイント、つまりペナルティポイントと相殺するというポイントを付すということも考えられるということで、その事例を付けております。

45 ページでごさいます。ここは「モニタリング指標の調整」というところでごさいます。その中段の「留意点」のところでごさいますけれども、モニタリングの計画が形骸化せず民間事業者が責任を持ってモニタリングを行うように、発注者が主体的に関与することが必要であるということで、例えばということでごさいますけれども、ソフトウェアを使ってリアルタイムで入力、あるいはそのモニタリング結果を発注者や金融機関等がリアルタイムで見れるということも一つの方法ではないかということを入れてごさいます。

その次の46 ページでごさいますけれども、「モニタリング結果の公表と第三者

評価」ということをございます。先ほど標準契約のところでも説明させていただきましたが、モニタリングのガイドラインでは、モニタリング結果の公表ということをするべきだということが書いてございますけれども、実際、PFIの場合は、全体の2割程度の事業が結果を公表しているのにとどまっているということで、こうしたモニタリング結果の公表ですとか、あるいは、例えばそのモニタリング結果を第三者によって評価していただく、そういったことも必要ではないかということが書いてございます。

49ページでございますが、「地球温暖化対策等政策的な観点から求められること」ということで、これは今回初めて入れさせていただいたところでございます。地球温暖化につきましては、7月の洞爺湖サミット等も踏まえて大きな政策課題となっているところがございますけれども、PFIに関しても「地球温暖化への対応」でどういうことができるかというところを整理をしているところがございますが、この部分はまだなかなか未整理の部分もございますので、御専門のD先生等々と御相談をしながら詰めていきたいと考えているところがございますので、今回は説明は割愛をさせていただきたいと存じます。

60ページでございますが、「要求水準書の構成」という項がございます。この中で、要求水準書を具体的にどういう形で作っていったらいいかという考え方と、一つの様式例ということで示してございます。様式例が64ページ以降にございます。要求水準書の様式例ということで、国内のいろいろな事例等々から抽出しまして、大体こういうようなものが標準的なものになるのではないかとということで付けてございます。

66ページ以降に、今度は「モニタリング基本計画書の構成」ということで、やはり同じように69ページ以降になりますが、「モニタリング基本計画書の様式例」という形で示しているものでございます。

それと、最後、71ページのところからが「要求水準書の作成プロセス」というところがございます。この中で、まず、図表のところ「検討の流れ」ということで、標準的な要求水準書の作成のプロセスをまず一般的なPFIプロセスと並列させる形で、具体的に要求水準書を作る上でどういうことをやっていったらいいのかということ整理をされていてございます。この整理をしていった事項に沿って、次の72ページ以降でございますが、「チェックリスト」という形で、具体的に、例えば発注者が要求水準書を作るときに、こういうところに留意していったらいいというようなものをチェックリストという形で整理をさせていただきました。

チェックリストは2種類に分かれてございまして、1つは「検討プロセスチェックリスト」ということで72ページ以降でございますが、具体的に検討の各段階で何をやっていったらいいのかというプロセスに準じたチェックのリスト、もう一つが、77ページでございますが、「書類チェックリスト」ということで、要求水準書書類

そのものを作るときにどういうところに留意していったらいいかということをチェックリスト形式でまとめたものという形になってございます。

簡単でございますが、以上でございます。

山内座長 ありがとうございます。時間がなかなか厳しくなっていてまいりまして、お二方、最初に伺って、先にとのお話なので、どうですか。何か。

A 専門委員 すみません。授業の関係で早く出なければいけないので。

大部なものをよく作っていただいたと思います。まず外在的な話からいたしますと、この委員会ですらこういうものを出すということは、非常に大事だと思っております。行政手続的な点からしても、パブリックコメントというのは大変大事だと思うのです。もちろん、我々の中で専門の先生方、皆さんたくさんいらっしゃいますけれども、ここで一応の議論をしたものを、特にPFIの場合には、アクターがたくさんいらっしゃいますので、世の中に出しているいろいろな御意見を聞く、真摯に聞くという、そのパブリックコメントというのは透明性の観点から大事ですので、まずそれをやるということが、非常に大切だと思います。

したがって、余り決め切ってしまうと、形だけパブリックコメントをやるというのはよくないので、是非そういう意味で広くパブリックコメントにかけて意見を聞き、その上でその結果を我々の方で、きちんと、おざなりでない形で、もう一度こういう意見もあるけれどどうかという検討をした上で、最終的なものを作るというプロセスが大変大事だと思います。

したがって、そういう意味では、初めに事務局がおっしゃったようなスケジュールで、とにかくパブリックコメント、あるいはフォーラムとおっしゃいましたか、そういうところにある程度時間をかけることが必要かと思っておりますので、逆算していったら、余りゆっくりはできないので、速やかに、できるだけ国民の声を聞く手続きを踏む。我々限りではなく、そのようにしていただきたいと思っております。

今日、提示していただいたもので、私も若干、例えば、任意解除のところなど、言葉づかいなど細かいところでの問題はありますが、それはただ文章的なことがほとんどなのです。また後でも申し上げますが、任意解除の標準契約書モデルというのは非常に難しいのですけれども、自治体、もちろん国もそうですが、特に自治体の場合には、これをきちんとしておかないと、後々どういうふうに補償金を払ったのかということがすぐ住民訴訟で問われて、不透明ではないか、本当にこの額でよかったのかということがすぐ住民から争われてきますので、そういう観点からすると、こういうことを決めておくのは、公共の側からとっても大事なのです。ですから、はっきり書いてあげた方が、現場は公共の側にとってもよいのではないかと思います。

もちろん、当然のことながら、事業者側の不利益にならないようにというのが大事なポイントだというのは書いてあると思っておりますが、もう一方、公共の側からして



も、常に住民に対して適正に払っているかということを保証していくことが必要ですので、そういう観点は入れていただければと思います。とりあえず。

山内座長 B 委員。

B 委員 こんなに大部に作っていただきまして、どうもありがとうございます。大筋では結構かと思いますが、細かいところも含めて順番に指摘させていただきたいと思います。

まず、資料 1 の 4 ページの上の ( 1 ) でございますけれども、この中で趣旨は入っていると思いますが、国民・市民のためのサービス最大化の陰には制約があるということだと思います。すなわち、財政等の制約のもとで最大化しているということ误解がないように入れていただければありがたいと思います。5 ページ目の ( 4 ) の契約の柔軟性のところも、これもどこかに書いているのだと思いますが、選定されなかった事業者に不利益がないということの条件をどう考えるのかというところをどのように書くのかが一つ要るのかと思います。

それから、6 ページの ( 6 ) のところで、「リスクを最もよく管理できるものがリスクを分担する」という言い方ですが、これは特に、どちらかといえば管理者に対するメッセージですから、逆に、民間事業者の方が管理能力に優れていないものは移管しないという言い方の方がもっとわかりやすいのではないかと私は前から思っています。

それから、大部ですので事前に余り読めていなかったのですが、的外れなことを言うかも知れませんが、66 ページの「利用量に基づく調整」ということで、料金収入がある場合を想定しているのかと思いますけれども、どうなのでしょう。料金収入がある場合と、ない場合でどのように考えるのかというのがわからないところです。ここだけを読んだ場合不明確であるということですので、そこだけを明確にしていれば、ここはいいかと思います。

それから、資料 3 の要求水準書の作成の要旨のところ、これは要旨だからいいのかもわかりませんが、一番肝心なのは、発注する管理者自身が余り認識していないことが一番の問題なので、要求水準書を書くという段階でしっかりと認識する、再認識するという過程がもっと重要ですよというようなメッセージを明記してもよいかと思います。

それから、これからリスクの話は別にやっていただけということですが、要求水準書の作成指針の中で、この背景にあるリスク分析だとか、リスクの認識だとかということとの関連がちょっとわかりにくいかと思います。数カ所にはリスクという話は入っていますが、そこを明確にした上で初めてこれは書けるのだということだと思います。それについては別途またまとめるだとか、そういった形で最初の方にその位置付けをお書きいただければと思います。これはノルマといいますか、義務的に項目を全部埋めれば終わるようなイメージになってしまっているのではないの

で、最初にどのようなリスクがあるのかということを中心に、それから、この要求水準書ができるという、作成段階でのプロセスの考え方も最初の方に書いていただいた方がいいのかと思いました。

以上でございます。

山内座長 さっきの点については。

事務局 先ほどの点ですけれども、特に料金を収受するケースは考えておりません。

B委員 わかりました。

山内座長 では、あと、御指摘の点は、事務局、御検討いただくと。

ありがとうございました。

それでは、そのほかの方。

C委員 個別の内容というよりも、実は今日、また同じことを申し上げなければいけません、昨日の23時34分で発信されたものが朝いただきまして、更に出る前に追加で送っていただきました。これだけ大部のものをプリントできませんでしたから、コンピュータがパンクしてしまいまして、読み切れなかったんですね。実に大部なので、エネルギーというのは、非常に大変な御努力はわかりますけれども、とてもじゃないけれども、私どもが従来の議論を踏まえて検討はできないわけですね。要望でございますが、途中の段階でもいいからいただきたいというのは繰返し申し上げたいと思います。

その次に、これをどこまで出すのか。出せるものと出せないものは当然あるわけでございますが、同時にどんどん検討していった方がいいのだらうと思います。その中で出せるものを出していけばいい。私は前からそういうつもりで申し上げているんですが、初めからゴールを決めて、ボンと6月か7月に出すということではなくて、今の現状でできることを、あらかじめめどをつけて、しかし、それでとどまるということではなくて、その後も続くわけでございますから、もう時間がないわけですね。もう6月に入っていますから。具体的に、まず質問としまして、6月末あるいは7月の初めかもしれませんが、どういうことをやった上で、何を出せるだらうかというスケジュールを、確定でなくてもいいですから、考えているところをお聞かせ願いたい。

次に、これだけありますと、部分的には、私なんか申し上げていた、あるいはほかの委員がおっしゃったことがかなり反映されている部分が多いのだらうと思います。しかしながら、現実にはPFIでいろいろ問題も起きているということは事実です。そういう中で委員会の名前を出しますとどういう影響があるか。これも考えなければいけないのだらうと思います。確かに部分的にわからないことは示した方がいいわけでございますが、一般的に考えれば、議論を重ねた上で、ピース、ピース、要素、要素をきちっとやった上で全体をまとめて、最終的に、特に標準契

約というのは全体に関わるわけでございますから、そういうものを踏まえた形の標準契約というのが出た方が望ましいわけです。

特に、今回はここで病院というのがいきなり出てきたわけでございますけれども、こういう形で出すのがいいのかどうか。そういうことも含めて考えるべきだろうと私は考えております。なるべく具体的にお示しした方がいいのは事実でございますけれども、逆に、委員会の名前で余り決め付けた格好で出てしまいますと、それがかえって間違いのもとになる可能性もあります。その辺を危惧しております。

ですから、議論をしたことはしたということを明記して、どこがはっきりしていないとか、課題が残っているというのはむしろ残した方がいい。それを記載しないのではなくて、是非とも、むしろ注書きでもいいですから、そういう議論があったということを記載していただきたい。そういうふうに考えております。

個別については、今気がついたところでも幾つかありますけれども、個別の議論はむしろインターネットでやり合うとか、あるいは次の6月にいきなり結論を出すのではなくて、中間でもう一・二度、ディスカッションの機会を作っていただきたいなと思っております。

山内座長 日程的なものについては、ある意味でこれは中間的なものだというようなことで、さっきもありましたけれども、参考資料2のところ、できるところはこうであって、今後検討というのもこうあると。

C委員 そうですね。今、出たので、たまたまこの点に関してだけちょっと申し上げますと、今回、運用重視型のPFIを念頭において進めたということでございますが、私がいろいろな側面からPFIの事業については見て、マッピングをすべきだということを申し上げた。ちょっとそこに齟齬があるので、私の方の勝手な意見でございますが、申し上げますと、契約書を作ろうということになりますと、当然責任の問題ですとか、損害賠償の問題とか、あるいは継続するとかしないとか、そういう議論になるわけですね。そういうことで考えますと、PFIの特徴としまして、幾つか切り口によって性格が違うパターンがあるわけですね。そうなりますと、標準契約一本では済まないわけです。したがって、パターンごとに分けて出した方が誤解がないだろう。

例えば、PFIで一番典型的なのは、恐らく施設整備から運用まで、すべて一貫して民間事業者、選定事業者がやるということなのだろうと思います。しかしながら、ここで例と出している病院というのは、病院だけではありませんが、医療分野、教育分野、こういうものは、あるいは防衛だとか、イギリスなんかでは防衛がありますけれども、コア事業というのは民間に渡さないんですね。少なくとも現行の法体系の中では。

そうすると、コア事業の重要性を考えてみますと、周辺事業、これは当然コア事業がどうなるかによって影響を受けるわけです。そうしますと、契約の書き方とい

うのは、当然変わってしかるべきなのだろうと思います。したがって、確かに箱もの重視で行うPFIというのは、建物ができて、その運営というのは、維持管理があるわけでございますけれども、そのウエイトが少ないという決め付け方ができようかとは思いますが、では、それ以外のものが同じようかという、決してそうではないのだろうと。まさにそのところが契約上非常に重要な点になってくるのだろうと私自身は考えているわけです。つまり、そういう法的なところでどういう違いがあるかというのをもうちょっと説明をしておかないといけないのかなと。単に運営が、多分重視というのはコスト的な意味で大きな部分を占めているということかなと私なりに類推しているんですけれども、単にコストだけの問題だけではなくて、事業の構造、性格からいって、何が重要であるかということも実は大切な線だろうと思うんですね。そういうふうにして見ますと、確かに施設整備を重視する。100%ではありませんが、かなりの部分を占める事業と。

例えば公用施設はそうかもしれませんね。そうすると、公用施設で実際に行われるオペレーションというのは、はなから管理者がやるということが前提ですから、余り認識していないのかもしれませんが、事業全体で見れば、見方も変わってくるわけです。何が重要なのか、重視なのか。

したがって、PFIと言った場合に、全体の事業を考えたところ、どの部分を占めているのかという視点から見てみますと、ほとんど全部を民間事業者、選定事業者任せなのか、あるいはコア事業は民間ではなくて行政側でやるのか、そこによって違いが出てくるだろうと。

あるいは、もうちょっと具体的なものとしまして、施設を新設で行う。つまり、コスト的には大きいわけですね。それに対して、既存の施設を修理をして転用する、こういうのも現実にあるわけです。その場合についてはウエイトも変わってくるわけです。これも小さな次元の低いことかもしれませんが、違った視点で切り分けた方がよろしいのかなと思う。したがって、全体のマッピングをもうちょっと議論をした上で、今回、どこに絞ってやりましょう。資料の3でかなりそのところは図示をしていただくようになっておりますけれども。

ところで、これは矢印がありますけれども、これはどういう意味なんですか。途中で恐縮ですが。上と下の。

山内座長 上は前のガイドラインで扱った範囲でいきなさいとか。

C委員 前に公表しているもの。今回出そうとしている案、そういう意味ですか。

山内座長 ここで扱っている。

C委員 もしそうだとすれば、ここでの運営重視型というのを、この言葉を使うにしても、注書きでその辺の違いをしていただきたい。

といいますのは、現実の問題が起きていますのは、事業をやめてしまうか、変えてしまうかという場合に、コア事業を変更する。全く法律の上で変わるとか、ある

いは行政上の予算の制約だとか、そういうことでコア事業がそのまま存続できるかどうかとか、変えざるを得ないとか、民間事業者とまた関係ないところで事業の根幹が変わってしまう可能性があるわけですね。そうすると、どこまで契約書に盛り込むかというのは、パターンによって違ってくるのだらうと思います。したがって、運営重視型というところもやはりそういう解説が必要なのだらう。

それともう一つ、この表について注文をつけさせていただきますと、事業費の回収方法、まさにこういうことなわけで、さっきの利用料金ということでございますけれども、公共事業の場合には、受益者の負担の割合がどの程度、こういうことになるのだらうと思いますね。そうしますと、私は前から言っているんですが、ジョイントベンチャーというのは、民間事業者が全くの民間のマーケットでジョイントベンチャーと言う意味合いと大分違うのだらうと思うんですね。いわゆる独立採算型というのがわかっているから、こういう書き方をしたのだらうとは思いますが、これも。

これについて最後にちょっと付け加えて言いますと、これは5月の下旬に朝日新聞に出たPFIの問題案件ですね。「破綻したイタリア村」というケースがあります。これを読んでみると、よくわからないんですね。記事が。民間の収益事業部分が破綻したというのはわかるんですが、PFIのどこの部分が関わっていたのか、あるいは関係なく勝手に民間部分だけがつぶれたのか、よくわからない。

独立採算といいますのは、私自身の理解で言いますと、要するに、リスクであるとか、資本の調達だとか、オペレーションとか、そういうものは事業者が責任を負うべきものです。これは間違いのない。そうすると、公共と民間がある事業について、要するに公共側の発注においてやるような事業において、どういう構造の事業になるのか。私なんか単純に考える独立採算と大分違うのだらうと思うんです。これは事業のあり方につながる。

もう一つ重要なのは、前にもAさんも、国賠法の関係でちょっと触れられた記憶があるんですが、利用者が来て何か事故が起きたときに、だれの責任か。その切り分け方も、コア事業を、さっきの関係で言いますと、公共側が行っていて、たまたま周辺とどこで起きたかという問題もありますけれども、そもそも論で、コア事業が公共側にある場合とない場合では、かなり判断が変わってくるのだらうと思うんですね。そういう意味で、単純にPFI事業だけの問題ではないところが出てきますので、ここのところを独立採算と言い切ってしまうと、もうおわかりになっているのだらうと思います。思いますけれども、表現の仕方で、これは外に出すわけですから、ここで言っている独立採算というのはどういう意味かというのは少なくとも解説しておく必要があるのだと思います。

この回収の部分と業務内容の類型、これは私の注文でございます。

山内座長 私の理解は、例えば、今日、医療の標準契約書が出てきましたけれど

も、さっきCさんがおっしゃったので言うと、ここを業務内容による類型で、箱ものと営業重視というのがあるって、おっしゃるとおりだと思いますけれども、営業重視の中にもいろいろあって、病院と刑務所は全然違うし、図書館も違うわけですね。それもさっきおっしゃったように、コアはどこかという、病院の場合には病院の医療業務は全部もともとの病院がやるわけで、周辺だけれども、図書館にしたって、選書をどうするかとか、コア業務だから、それをどうするかということがああるし、刑務所に至ると、公権力の行使をどこまでできるかとかという問題があるし、それぞれ違うと思うんですね。私の理解だと、その中の例として病院を今回挙げてみたということで、本来はもっとほかにもあるべきだし、箱型のやつも標準的ものはできるのだろうと思っているんです。そここのところの説明が重要です。

C委員 そのときに、私は誤解がないようにしたいな。病院をモデル的な標準契約だ。そのこと自体を考えれば、当然あった方がいいのだろうと思います。病院の中にもいろいろ違いもありますし、更に細分化したら、それはそれでいいのだろう。細分化すれば切りがないのでございますが、今回、事業分野を想定して出すという最初なのだろう。施設整備というのがありましたけれども、あれはどちらかという一般的なわけですから。もしそうであれば、私の願いとすれば、できれば、病院は病院として出すということであれば、それに先行してか、少なくとも同時ぐらいに、全部民間事業者がやるようなパターンのものを示した上で、しかし、コアは公共が行うのだから、例えば民間が整備して運営している建物の中で事故が起こって、例えばエスカレーターで事故がありましたという場合に、どちらが責任を負うのかという場合に違いがありますよね。こういうところが違ってくるのだということがわかるような格好で示した方が誤解がないだろう。

山内座長 それはおっしゃるとおりですね。今伺って、羽田のPFIで、ターミナルビルで転んでけがをしたら、どこが責任を持つのか。まさにその問題だと思うんですね。それは独立採算だけれども、通常に言われる独立採算とまた違うのかもしれないし、その辺の違いは微妙にありますね。

なるほどなと思ったのは、回収方式のこれと業務内容というのは密接に絡んでくると。

C委員 事業のあり方ね。

山内座長 あり方として。それによって契約の内容も変わってくると。おっしゃるとおりですね。

C委員 変わって来るところのポイントを明確にしてやる必要があるのだと思うんですね。

山内座長 今回、そこら辺の説明といたしますか、まず、問題意識というか、そういうことがあるのだということはまず言わなければいけないし、それから、私の理解で言うと、医療のPFIの話は、ある意味では営業重視型の部分集合の、しかし、

今、結構注目されていて、いろいろなところで病院のPFIの問題という指摘もあることだし、だからそれで出てきたという問題意識かなと思っているんですけどもね。

C委員 ありますね。ただ、そういうことを言うと、実は病院だけではなくて、ほかにもあるわけですね。別途別に破綻してしまったところもあるわけですから。だから、そういうのを羅列してみて、優先的、どこを先に出していくかという議論もあっていいのかなと思いますね。

山内座長 しかし、大変なこと。

C委員 おっしゃるとおり。一度にやるとね。

山内座長 だから病院を先にやったと。恐らくさっきの図でも、夏以降でまたいろいろ継続していかなければいけない。そういう中で標準化というのを、まさに切り分けをどうするかという議論と同時に、それぞれの、余り細かくしてもしようがないと思うんですけども、代表的なものについて出していく必要があるかなと思いますね。

事務局 今のお話、先ほども丁寧に御説明をしたつもりなのですが、資料1の7ページの「最後に」のところに、何で病院PFIの契約例を引いているかということについて触れております。それは、1つには、本会の推進委員会報告につきまして、運営重視型にウエイトを置いた議論がなされていて、そういったものについて件数その他で、やはり汎用性のあるものとして一つ病院PFI事業があるであろうということが1点と、もう一つは、これはちょっと誤解されていらっしゃるのかと思いますけれども、ここにただし書きで入れておるんですが、条文例・事業契約例については、これまでの病院PFIの事業契約の重点的に検討した内容を盛り込んで全体の整合をとった一つの例にすぎず、事業契約例の完成形ではないこと、また、実際には案件ごとの特有の事情を踏まえた契約を作成する必要があることから、そのまま用いるものとして添付したものではない。それから、個別の事業を所管している省庁において、それぞれの事業にふさわしい事業契約例を今後作成していくことが望まれるというふうに、一応明記をしているところでございます。

それで、もしこれで不十分だということであれば、ここに幾らでも書き加えますし、もしくは、例えばここをもっと強調すべきであるということであれば、このフォントの大きさを3倍とか5倍とか、それくらいにさせていただいても全く結構でございます。

それから、こちらの方の本体のこちらにも、そういう誤解のないように枠組で書き込んでおります。ここも、今のC先生がおっしゃるような中身をきちっと御指摘をいただければ、明確に入れさせていただきます。

C委員 ちょっといいですか。おっしゃるのはわからないではないですが、私が申し上げているのは、個々具体的に入っていくと、どんどん検討を進めていけば、

当然そうなるでしょう。ただ、入り口の段階で、いきなり病院PFIというのは、かなりある意味シリアスな問題も起きているし、そういうものがポンとそれだけが出てきてしまいますと、しかし、病院というのは、一から十まで民間に、さあ、やってください。建物を建てて、あとの事業も全部と。例えば、産廃も同じかどうか分りませんけれども、ごみ処理なんかですと、公共側が具体的な事業そのものに携わるといのは余りない形でもできるのだらうと思うんですね。そういう場合に、施設を作ってください。運用もやってください。行政側の責任分担というのは、どっちかという、モニタリングしてチェックして、あるいはアドバイスをするとか、あるいは警告するとか、そういうことが主たることになってくるのか、あるいは、病院の場合みたいに、コアの部分が実際のオペレーションを公共側がやるようなパターンなのか、それは大分違いますから、その違いを明確にするとすると、対比するような意味で、それを全部とは言いません。さっき言ったのは、例えば1つでも一番典型的なものがあって、それに対して、コア事業は公共側がやるんですよ。同時でも構わないんですよ。ともかくわかりやすくやって、誤解を招かないように。いきなり出てきてしまいますと、これは標準契約ではないかという受け取られ方をするのはないか。

つまり、従来でも確かに施設整備型の標準契約というのがありました。それに対して、早くから具体的な事業分野ごとに違うのだから、示した方がいいのではないかという議論が、少なくとも私もしていました、ほかの人もそういう議論があったのだらうと思います。そういう中で、いわゆる箱もので、運用を重視というよりも、形の違う、責任のあり方の違う事業において、そこまで突っ込んだ格好での議論が進まないのは、いくら欄外にそれぞれ個別に適切に下さいよと言ったところで、なかなかできないのだらう。モデル的に示すのであれば、そこまであってほしいなということでございます。そういう意味で申し上げたわけです。

事務局 よろしゅうございますか。今回でこのワーキングは3回目かと存じます。第1回目の委員会の資料も御配付してございますし、今までのワーキングの議事録もお配りをしておりますけれども、病院PFIの契約例を添付するということにつきましては、第1回の際にも申し上げましたし、第2回の際にC先生の方から御質問がございまして、それについて私からお答え申し上げました。該当箇所を調べていただけますか。

私が考えるに、この委員会というものは、当然国民の税金を使ってやっているものでございますから、そういった形で一步一步議論を前に進めて、一回議論したものについては、それを踏まえて次に向かって進んでいく、そういうものではないかと思っております。

C委員 よろしいですか。私はそのことで、議事の進め方を余り議論をしたくないんです。ただ、前回の私の誤解かもしれませんが、病院の話が出てこなかった



ので、前々回はありました。そのときに、個別にいろいろ課題があるんだと。やめろとか、そういうのではない。課題があるんだということで議論があった。次に出てこなかったの、私はちょっとその先になったのかなと一瞬誤解していたわけです。

事務局 C委員の御発言の部分、読み上げさせていただきます。

「今日はこの資料なので、この議論ということですが、前回、私が拝見した印象では、標準契約というものを提示するということですが、タイトルとして運営重視型のPFIというのが念頭にあって、それに即して標準契約を提示しようと、それは具体的には病院の契約だというのが資料として出てきたのかなと。それを出すということを前提に、エレメントといいますか、これはこれで解説を出すということなのか。

前回の具体的な病院の標準契約のようなものは、提示する方向でやるのか。それはとりあえず置いておいて、わかるところだけをまず議論してという進め方になって、ターゲットはすぐですね。そこに議論を詰めたものだけを提示するのか。今の話に標準契約を提示するところまでいくのか、今日はどういう前提で設定されているのでしょうか。ちょっとそこがわかりませんでした。

事務局 事務局からお答えする必要はございますか。前回御説明した中で、最後に契約例を示すということを申し上げました。この契約例は、病院を1つのひな型としておりますという説明はたしかしたかと存じます。ただ、それと併せまして……。」

C委員 申しわけないけれども、言った言わないの議論はしたくないんです、私は。

事務局 それであれば、議論をしている意味がないのではないのでしょうか。

C委員 そうじゃなくて、私はそのところをどうするか解決するための議論もする必要があるんじゃないですかということなんです。病院のやつを出すなど申し上げているんじゃないんです。

山内座長 ちょっと議論が。時間も無い。

それで、Cさんとしては、別に病院のこれを出すということがいけないというわけではないと。

C委員 それはそれで議論する必要がある。中身は。それは置いておいて、議論は必要でしょう。それは申し上げているわけです。

山内座長 それで、要するに、今のこの位置付けをはっきりしろということで、誤解を受けないようにというのがさっきの趣旨ですね。参考資料3かな、これどういうふうになって、全体はどうなっていて、今、我々は何をやっているのかと。それともう一つは、病院というのはある意味で特殊ですよ。さっきおっしゃったように。それが一般的にとられないようにしなければいけない。

もう一つは、あれですか。さっきのを伺っていると、箱ものの方もそういうものがあつた方がいいという意見ですか。

Ｃ委員 箱ものは箱もので割り切って、箱もので単純なケースでは、これは標準ですよと言うのは構わないんです。ただ、単純にやった場合だって、そうでないときは違う要素を考えなさいということはメッセージで入れる。そういうことなんですね。

山内座長 もちろんそれは言わなければいけない。それはもちろん言うとして、さっきの7ページの(10)のところも、そういったつもりで、そういうふうにとれるかとれないかという問題があるにしても、そうだとということだと思ふんですね。だから、そこはまず強調すると。

それから、もう一つ、箱ものの標準的なものをすぐ作れと言ってもちょっと無理なので、これは次の段階でまた何か考えるか、あるいは簡単な方は結構いっぱいあるから、まとめてくれば簡単かもわからないけれども、とにかくそういう努力が一方であると。

それから、もう一つは、運営重視の中でも、病院、例えば今、非常に喫緊だからやっているんだけど、喫緊んだけど、これは特殊だと。さっきのコア業務の問題もあるしね。それをはっきりさせましょうということ。もう一つはね。

Ｃ委員 そうですね。

山内座長 それで、ほかに、さっき言った刑務所だとか、図書館だとか、ごみ処理だとかもそうですけれども、そういったところによって違いますねと。違いますねのところ、じゃ、コア業務がどこまで、例えばさっきの刑務所がここから公権力の行使というのは全く違う。病院の話と。だから、それを切り分けなければいけないという話もしなければいけない。それはもちろん書かなければいけないけれども、それぞれについて全部について個別のコア業務がこうでというのは、今、鳥瞰図として出すことはちょっと難しいかもしれませんね。

Ｃ委員 典型的な事例だけでいいと思いますね。

事務局 ちょっとよろしいですか。実は、私ども、そういったお話を承っておりましたので、いわゆる箱ものの型、それから廃棄物系統と、一応それぞれ1例ずつで恐縮ですが、全部調べまして、個別の情報ごとに一覧表を作って、それで付け加える条項があるかどうか精査をいたしました。まだ完全に精査を終わっているわけではございませんが、私どもが見る限りは、これに付け加えるような条項は、BOTです。BOTの条項は付け加える必要があるようでございますが、それ以外については、病院の契約の条文例で大体カバーできるようなものではないかというふうに考えております。もし必要であれば、今日もたしか用意してありますから、この場でお配りをして全く構いませんが。

Ｃ委員 今、私、いただいてもいいですけれども、私だけもらってもしようがな

いので、皆さんにお配りされるのがよろしいんじゃないでしょうか。

山内座長 出し方として、これの集合としては全部含んでいて、ほかに何か加えるものがあるかないかという議論をするのも一つなんだけれども、ただ、わかりやすさで言うと、箱ものだとこうですよというのを作った方がわかりやすいかもしれないけれども、そんなに難しいことではない。

事務局 要するに、箱ものでもこれでもそれほど条文に違いがなかったということが、一応我々は整理をしてわかったということです。

山内座長 それが外から見ると、これは病院じゃないかということになって、内容を見てみると、変わらないのかもわからないけれども、病院だということ意識してしまうと誤解されるのではないかというのが多分御指摘だと思うんですね。

事務局 それは、ですから、病院であるということの誤解を招かないように、きっちりと、要するに、注釈を入れるということでの対応ではだめでしょうかというのが事務局からのお伺いなんです。

C委員 それはいいですが、議論をするというのは、要するに、おっしゃるとおり聞いていると、朝いきなりポンといただいて、それでやっているんですと言われると、私なんか、議論する理由がないじゃないですか。それじゃ困るんじゃないですか。実際に私なんかの意見だけじゃなくて、現実には、例えば地方自治体の窓口で責任を持たされてやっている方たちもおられるわけですよ。そういう方たちの意見を、先ほどAさんのあれじゃないですけども、出てくる意見を聞いてくる、そういうプロセスが大事なんじゃないですかと。そのときに、いきなりポンと具体的なところで、ある意味で特殊なというか、特殊なのが確かに多いんですけども、それをどういうふうに切り分けて、どういうパターンをしているということで議論を進めないと、共通の理解にはならないで誤解を招いたままいくのではないか。そうしますと、今、トラブルになっているすべてとは言いませんけれども、私なんか考えますと、最初に議論をちゃんとしておけば、防げたトラブルが多いんじゃないかなというのが率直な感じなんですよね。

D専門委員 ちょっとよろしいでしょうか。途中から参って恐縮ですが、今の議論を拝見していて、切迫感がちょっと違うと思うんですが、今、いろいろなPFI事業が起きていて、当事者の方々は非常に悩んでいらっしゃる事が事実ございますので、今日ここで示していただいたさまざまなモデルというのは、資料類というのは、ガイドラインとしては大変役に立つ。つまり、悩んでいらっしゃる方にとってみると、援軍が来たという気持ちになっていただける資料だと思っております。

ただ、御懸念のように、非常にまだ拙速の感否めず、直すべき点がありますので、前回申し上げましたように、ずっと改訂していかなければならないし、誤解を招くところがあるとすれば、これは修正を図っていかなければならない点は重々でありますので、本年6月なり7月のバージョンということで公表するという事は必要

でありますけれども、これは全く完璧な情報を出すということで、どんどん後ろ向きにするということは、この委員会としては責任を問われるのだらうと思います。むしろ、委員会としての使命を果たすためには、検討点ありということ十分に説明した上で、現在の版を広く世に問うべきだらうというように思いますので、そういったスケジュール感について、皆さんの考え方、必ずしも一致していないように思いましたので、私の意見を申し上げました。

E 専門委員 今のD先生の御意見に賛成でございます。当初のA先生おっしゃったように、広くパブリックコメントを求めるということも重要だと思えますし、今の段階で段階的に出していくということは重要なんだと思えます。

C 先生おっしゃることもよくわかるんですけども、例えば、PPPを推進するという観点からすると、病院の事例というのは比較的いい事例だと私は思っています、というのは、プライベートセクターにもある事業なんですね。ですから、パブリックセクターの病院事業とプライベートセクターの病院事業と、ノウハウといいますか、ナレッジのシェアリングをしていくという意味ではとてもいいもので、同じサービスが市場にあるといったものを例に出していくというのは、一つのPPPを推進していく上での一つのステップかなと思っています、そういう意味づけというのものではないかというふうに思っております。

C 委員 よろしいですか。私、病院が決してマイナーな、特殊だから、小さいとか、そんなことを言っているのではない。むしろ、逆に病院の難しさというのがあるんですね。現実には、東京都内でも、PFIでもいいんだけど、PFIでは間に合わない。よく問題がわからないので、PFIをやめちゃった区もあるんです。そういうのを考えてみますと、典型的な事例を、モデルを提示し得なかったということが確かにPPPの進展に、マイナスとまで言いませんけれども、寄与しなかったというのがあるんですね。だから、病院というのはある意味で非常に難しいところがありまして、だから、それだけに早くから議論をすべきだったんだらうと思えますけれども、逆に、拙速にしていまいますと、病院なんかやめてしまえという議論もあるんですよ。そういったところにきちっと説得できるようなモデルを提示するということの重要性というのがあるんですね。そこに変な問題も今起きているわけですから、誤解を招くようなことだけは避けたい。出すなと言っているわけじゃないんです。典型的な、どこが違うのか認識して提示したというのがわかるように提示してもらいたいなど。私どもも責任がありますから、提示する責任も取れと言われる立場にあるのかもしれませんが、議論する以上は、そのところをきちっと詰めておく必要がある、そういうことだらうと思います。

山内座長 これ以上に議論するプロセスはどういうふうに。

C 委員 だから、これを出すのはいいんですけども、いきなり病院をポンと出すよりは、病院の前に、要するに、施設整備だけというのがありますね。運営とい

うのがありますね。その中でコアを民間に任せるケースと任せない。構造的にはそういう違いがあるんです。そこで言うべきことがちょっと違ってくるんですね。と僕は思っています。そうでないという御意見は当然あるんだろうと思います。

山内座長 それで、具体的に司会者として言うと、もしもそうだとすると、これはもう一回出さないで、そういうことをやった後にしようということですか。

C委員 今は議論で、だから僕はマッピングと言っている。ここはやっていただいたのは結構なんです。これだけではまだ若干足りない。大きな事業分野についてマッピングをして、それが構造的にどう違うか。つまり、2次元じゃなくて、どっちかというところ3次元的にものを考えた方がわかりやすいんだろう。そういう中で、一番単純な、だから、もしできないのであれば、前に出された標準契約というのを、というのは、全く施設整備型、単純だというならいうでいいんです。足りない。それだったら違うという部分を明示した上で病院を出す。そういう努力は最低限必要がある。

山内座長 さっきの表現の仕方は、反対側から言っているけれども、大体同じようなことを言っているように思うんですけども、一つ言えることは、参考資料の3について、もう少しCさんおっしゃるような形で具体的にわかるように解説をして、この位置付け、どうなっているかと。私もさっき言ったんだけど、単純なのから入って、病院は複雑と、こういう位置付けの中で言っている話なんだけれども、やってみたら、病院を全部やってしまうと、単純なものも全部含まれていて、それでいけるんじゃないかというのがさっきの事務局のスタンスのやり方で、だからアプローチがちょっと違うんだけど、問題意識はほとんど一緒だと思うんです。

C委員 そこでちょっと気をつけてほしいなと思うのは、確かに要素としては複雑な方をやれば、単純なのはほとんど入ってくる。それはそうでしょう。ところが、責任のとり方とか、契約の変更なんかではちょっと違ってきます。そのところが、実は契約を言うときに重要なのかなと。つまり、ほかのことであれば、事業の進め方とか、当初の計画の進め方というのは、あまりそういうところは重要じゃないんですけども、法律行為にかかる部分ですから、そのところは違ってきます。

山内座長 私は内容については関わっていないんですけども、やり方はちょっと相談を受けたんですけども、これを作ったのは、多分日本のPFIの契約を結んでいる弁護士さんほとんどの人が入って作ったんですね。だから、単純なものから複雑なものから全部知っていて、恐らく作ったんだと思うんですよ。だから、おっしゃるようなことは多分もう背景としては情報としてあると思います。だから、それをちゃんと表現してあげれば、ここの出し方、問題としてはいいんじゃないかと思うんですけどもね。それをちょっと考えたらいいんじゃないですかね。

どうぞ。

F 専門委員 議論の整理の仕方というのはいろいろあると思いますし、いきなり

出たのがどういう経緯だとか、全体のどういう位置付けで出されたのかということは十分説明する必要があると思いますので、そういう意味では、今の議論というのは非常に正しい議論だと思いますが、片一方で、今、ここでやろうとしている標準約款、要求水準、こういうものの実務的な指針を作ろうとしているんですが、そのこと自身の方向性というのは、今度は実務のニーズには即している。ですから、そういう観点では、今やっている取りまとめの作業を鋭意前に進めていただきたいという強い希望はございます。

それで、今、病院を取り上げるということなんですが、これは病院じゃなくても、ほかの運営重視型の事例でも構わないと思うんですが、病院を取り上げたというのは、一つそれをたたき台にして、運営重視型の一つの具体的なものを念頭に置いた上で、各条項であるとか内容だとかを詰めようということであって、病院の本当の特殊なところがこの標準約款の中で議論されているかということ、そうじゃないんですね。あくまでも法令の変更であるとか、あるいは建設費だとか、そういうものの金額の変更をどうしようとか、言ってみれば、病院をベースにした運営重視型のエッセンスのところを議論されていると思います。ですから、そういう意味で病院を使いましたという説明をすれば、そこところは病院の説明にもなるし、ほかの運営重視型の事案に十分参考になるのではないかと。そういう意味では、早くそういった実務のニーズに応えるべく、何らかの成果物を出していただきたいというのが強く要望させていただきたいところです。

今、参考資料1というのがありまして、これは11月ですか、前回の報告書のまとめですね。このレベルでとどまっていたら具体的な実務の要請に答えられないということで、この方向性は正しいんですけども、それを今、肉付けする作業をまさにしていただいていると思いますので、そういった意味では、前回の報告書からの方向付けとも合致していますし、実務のニーズとしても合致していますから、どういうふうに説明する、あるいは誤解ないように説明する、それから、今、C先生のお話のポイントというのは、一つは、議論をより深めましょうということだろうと思うので、それは今度、時間をいろいろな形でとっていただいて、より皆さんの意見を集約して、よりよいものということでやっていただければいいと思うんですが、片方では、そうやっても完璧にはなかなかいきませんので、それが仮に75点、80点の出来であるとしても、実務のニーズに応えるべく成果を出していただく方が優先度合が高いのかなというふうに私の方は思っております。

C委員 それに対する反論とかそういう意味じゃなくて、私の方でお願いをすれば、公表する中に、標準的なモデルとしては、あいまいなところは書き切れないというのは当然出てくるんだろうと。ところが、一方でいろいろな問題もあるわけですね。そういったところの中でパブリックコメントを求めて、いろいろな実務者の要望なり意見なりをやったら、入れていただくと同時に、どこまで表に出していい

かわかりませんが、現在トラブルになっているようなケースにおいて、何が問題になっているのかというようなところも項目としてはどこかに入れておいていただきたい。そのためには、本当であれば、そういうところの関係者の方の意見も聞きたいなと思っているんです。当初は、非常に標準的、ある意味で常識的な契約を多分結んでいるんだらうと思います。ところが、現実に進めていくうちにトラブルになったんだらうと。それと、同じようなレベルで標準契約を出したからといって解決するわけじゃないですね。何が問題なのかということをよく認識していないと、そのところは、問題を解決の方向に物事を整理整頓したり、解いていくような格好にならない。

ですから、単純にポンとして出していいだけだったら、それはそれでいいのかもしれないけれども、我々が今回課せられている使命というのは、少しでも問題解決になるようなことをするのが、少なくとも、誤解をされて、それがかえってトラブルのもとになるような、あるいはそれが都合のいいように解釈される、そういうことのないようにしなければならぬだろう。そういう考え方から申し上げているわけです。

山内座長 ちょっと時間の方も過ぎてしまいましたので、私なりの方針を示したいと思っておりますけれども、今、Cさんがおっしゃったことはそのとおりだと思うんですね。いろいろな意見を聞かなければいけないということで。それから、誤解されるといけない、そのとおりだと思います。その辺は、記述の問題等を含めて対応していかなければいけないと思っております。

それで、ただ、これまでもこのところ2年間ぐらい、いろいろな自治体の方とかヒアリングをしつつ、いろいろな問題をインプットしてきたんですね。去年の秋ぐらいで一応中間を出して、そのインプットに基づいて、それを敷衍する形で今回議論してきた、今、こういう形の標準契約までできたということだと思うんです。

今、皆さんの御意見を伺っていると、これを世に出すことは、おっしゃった意味での問題解決という意味では役に立つとは思っていますよ。ただ、誤解されてはいけないというのはそのとおりだと思うんですね。だから、そのところをはっきりした上で、今、ここに挙がっている成果を世に出すような方向にしたいと思うんですけれども、ただ、もう一度、6月26日にもまた総合部会がありますので、その辺で議論するということができますし、内容については、具体的にまた見ていただいて、これは16日だけ。

事務局 ちょっとそこで私の方から申し上げたいんですが、第1回の資料につきましては、その後一定の期限を設けまして、御意見をくださいということで、インターネットですべての委員の先生方にお送りいたしました。それを踏まえて、期限の当日に美原先生の方から御意見をいただいたところでございます。

第2回目につきましても、5月16日までに御意見を出してくださいということ

で、すべての方にお示しをいたしました。これを踏まえて5月16日に美原先生の方から御意見をいただいたところでございます。

したがいまして、私どもとしては、当然この場ですべての議論を尽くせるとは思っておりませんから、ここでお配りをして、御説明したものを踏まえて、一定の期間を置いて、御意見を出してくださいという手続を今までとってまいりました。残念ながらC先生の方からその場で御意見をいただいたことは、この2回についてはございません。

C委員 それは、当日、私はいただいているし、後で変えるというふうに私は理解しております。

事務局 今回は、当日、今こういう形でお配りいたしまして、これからまた一定の期間を経て、インターネットで御意見をいただくように段取りをとりますので、もし御意見がございましたら、その段階で期日を守って御意見を提出していただきたいと存じます。

山内座長 言い方がちょっとあれなんだけれども、とにかくそういうことで、おっしゃることは非常によくわかるので、具体的に見ていただいて、ここをこう直していただくという方がよろしいかと思えます。その方が効果的だと思うんですね。我々こうやって議論を重ねてきたわけだから、成果を出さないと、何をやっているんだと世の中から問われるというのは事実ですね。我々のパフォーマンスの問題になるから。これ、私は非常に成果物としてはかなりのことをやっていると思うんです。ですから、これを世に問わない手はない。だけれども、おっしゃるように誤解を受けてはいけないとかそういうことがあるから、その辺の御意見を送っていただいて、これは10日までですか。御意見を6月の10日ぐらいまでに。

事務局 今日から1週間ぐらいでということで10日までに。

山内座長 10日までに御意見をいただくということにして、その後、また役所のことだから調整とかいろいろある。そういうことも含めて10日まででお願いしたいと思えますけれども。

E専門委員 ちょっとよろしいですか。多分標準契約の位置付けというところで少し齟齬があるのかなと思います。市場化の方でも、私なんか、実施要綱の検討をしているわけなんですけれども、みんな一から作っていくという非常に大変なことをやっているの、定型的なものについては簡易バージョンを作ってしまうということをしているんですね。そうじゃないと、なかなかこれ自体が進まなくなってしまうということ、これですべての問題が解決できるわけではないんですけれども、PFIを推進していくという意味で、非常に推進がしやすくなる土台だということなので、完璧バージョンじゃなくても、それを少しずつ改善していけばいいわけで、また個別の問題については、事例集等、ケーススタディみたいなことを集めていけばいいわけだと思うので、このように進めていただいたら、大変よろしいの



ではないかと思えます。

山内座長 いずれにしても、その成果を私としては出した方がよろしいと思っています。委員の意見もそういう方が多いので、そういう方向で進みたい。それで、6月10日まで御指示いただいて、その修正を事務局で加えていただくということをお願いしたいと思います。

すみません。私も実は次の会議で時間がないので、まだ御発言いただけていない委員もいるけれども、時間がきたということでお許しいただきたいと思えます。

それでは、そういうことで本日の議論、これで終了させていただいて、あとは修正バージョンということで。どうもありがとうございました。

- 以上 -